

参考資料

1 用語説明

行	用語	説明
あ行	I C T	Information and communication technology の略。情報処理および情報通信。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
	生きる力	いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力のことをいい、学校教育において、子どもたちに身に付けさせたい力の総称のこと。
	H I V感染者	ヒト免疫不全ウイルス（H I V）に感染した人。H I Vは、人のからだの中に入ると、表面にC D 4という受容体をもつ細胞に入り込み、さらにその細胞の核内染色体に組み込まれる。C D 4は、免疫の一翼を担っている白血球のヘルパーTリンパ球ももっているため、この細胞の中にも入り込み、破壊する。H I V感染症の終末状態をエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）という。
か行	核家族(化)	社会における家族の形態の一つである。具体的には、1. 夫婦とその未婚の子女 2. 夫婦のみ 3. 父親または母親とその未婚の子女 のいずれかから成る家族を指す。日本では、核家族世帯が60.5%近くを占める。
	各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会	市内関係機関、団体が連携を保ち、児童生徒の問題行動等に対して予防策や解決策を協議し実践する組織。上部組織に、市青少年育成協議会がある。

か行	笠置峠古墳 かさぎとうげこふん	この地域を治めた王の墓で、西南四国最古（４世紀）の古墳と考えられている。標高 410m の高所に位置し、古墳の上に立つと宇和盆地や宇和海、九州などを望むことができる。現在は整備され、独特のしゃもじ形の古墳の形、竪穴式石槨（複製）などを見学することができる。
	国史跡八幡浜街道笠置峠越	宇和盆地と八幡浜をつなぐ主要な道として利用されていた峠道。遅くとも中世頃から利用されていた形跡があり、江戸時代には宇和島藩の参勤交代の道としても利用されていた。卯之町で開業していた二宮敬作やシーボルトの娘・楠本イネなどもこの道を通ったと言われる。現在は、石仏や遍路の墓、石畳などが残る。
	競技スポーツ	勝利を得ることや、技術・記録の向上を目指し、人間の極限への挑戦を迫るスポーツのこと。
	教育課程	教育内容の広範かつ一般的な計画という側面をもつ。カリキュラムの同義語と捉えられることもあるが、カリキュラムのうち、具体的な教育計画を指すこともある。 教科・科目の目標や内容などを定めた教科課程・学科課程などと、それ以外のさまざまな活動からなる教科外活動などの２つの部門から成り立っている。
	教育基本法	日本の教育に関わる根本的・基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格をもつことから「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。
	軽スポーツ	他に比べて運動強度が軽く、年齢を問わず気軽にできるスポーツのこと。ニュースポーツと呼ばれることもある。

か行	限界集落	過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者になって冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落を指す日本独特の概念である。
	古代ロマンの里構想	市内には多数の遺跡があり、その数は南予最多を誇る。古代ロマンの里構想は、こうした遺跡と周辺の文化財や自然、景観などを総合的に生かした地域づくりを行うものである。これまでに笠置峠古墳の整備や活用事業が進められており、ナルタキ古墳群など周辺の遺跡の整備、拠点施設の設置などを計画している。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のことであり、保護者や地域住民等が、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
さ行	市教育研究大会	年に 1 回、教科等ごとに授業を実施し、研究を深めている。現在は、5 支部が持ち回りで開催している。
	ジオサイト	地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける見学場所や拠点となる博物館のこと。例えば、地形の景観、岩石や化石が見られる崖、歴史建造物、植物の群生地など。

さ行	四国西予ジオパーク	大地（ジオ）に関わる自然遺産と、関連する文化遺産の保全・活用を通じて、持続可能な地域づくりを行うことがジオパークの理念。 四国西予ジオパークは、日本列島誕生の鍵を握るとも言われている「黒瀬川構造帯」を中心に、海拔 0m から 1,400m の標高差のなかで、大地の遺産、歴史・文化遺産、生態系など、多様な視点からジオの面白さに気づき、私たち祖先の歩みを学ぶ取組。 平成 25 年 9 月 24 日に、西予市全域が日本ジオパークに認定された。
	市指定文化財	「西予市文化財保護条例」に基づき、西予市内に所在する文化財のうち、市教育委員会が「西予市指定文化財」として指定したもの。
	市青少年育成協議会	青少年問題のもつ重要性にかんがみ、関係団体相互の緊密な連携のもと、行政施策と呼応して、青少年を守る市民運動を展開する組織。下部組織に、各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会がある。
	市青少年補導センター	市内の青少年問題を取り扱う関係機関、団体等が緊密な連携を図り、生活指導及び非行のおそれのある青少年に対する補導活動や健全育成に寄与する組織。支部組織は各町にあり下部組織に市青少年補導員会がある。
	重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことができないもの。(文化財保護法第二条第 1 項第五号)

さ行	情報活用能力	情報 (information)と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。
	生涯スポーツ	その生涯を通じて、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツのこと。
	所属部会	西予市の教職員が、各学校で担当している教科や教科以外の教育活動をもとに、分かれて研究活動を進めていく組織。
	食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	スポーツ指導者	スポーツ医・科学の知識を生かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる者。
	西予市宇和町卯之町 重要伝統的建造物群保存地区	江戸時代から戦前までの伝統的な建物が数多く残っている地区で、平成 21 年 12 月 8 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定。建物の修理や町並みの雰囲気にあったカーブミラーの設置など、町並みを守り伝える活動に取り組んでいる。
	西予市スポーツ協会	西予市のスポーツを振興し、市民の健康・体力を維持・増進するとともに、市民相互の親睦を深めることを目的とする団体。

さ行	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、多様な趣味・関心、さまざまな技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができる。
た行	茶 堂	一間（約 1.8m）四方の方形で、屋根は茅葺きか瓦葺きの宝形づくりの建物。三方を開放して、正面奥一方を板張りにし、そこに棚を設けて石仏を祀っているものが多い。昔は遍路や旅人が茶堂でお茶の接待を受けたといわれる。現在は、虫送りなどの行事などに利用されていて、独特の農村景観を作り出している。
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費するという意味。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきている。
な行	2017 愛顔つなぐえひめ国体	平成 29 年に愛媛県で開催された第 72 回国民体育大会の通称。国体は「国民体育大会」の略で、各都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。
	ニュースポーツ	子どもから高齢者まで、だれでも手軽に楽しめるように、既存のスポーツを年齢・体力・技術・環境などに応じて変形・改良したスポーツのこと。
は行	ハンセン病（患者・回復者）	ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症。かつては、感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚にさまざまな症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられたが、治療薬「プロミン」が、昭和 23（1948）年日本でも採用され、完全に治る病気となった。

ま行	マネジメントサイクル	仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという理論のこと。
	民俗文化財	文化財の類型のひとつ。衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術（無形民俗文化財）及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件（有形民俗文化財）で、我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。城川町窪野の八ツ鹿踊りや文楽の人形頭、衣装などの道具一式などがこれにあたる。
	無形文化財	文化財の類型のひとつ。演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもののこと。本市では泉貨紙が無形文化財に該当する。
や行	ユニバーサルデザイン	【universal design】 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
	歴史の道調査	文化庁が、近世以前に利用されていた道や運河などを「歴史の道」として保存・活用しようとしているもの。

2 西予市教育振興基本計画策定経過

開催期日	内 容
平成 24 年 12 月 20 日	作業部会 第 1 回会議 ・策定スケジュール等の協議
12 月 27 日	教育振興基本計画検討委員会設置要綱制定
平成 25 年 2 月 19 日	2 月定例教育委員会 ・教育振興計画策定目的、骨子の協議
2 月 22 日	検討委員会委員委嘱 検討委員会学校教育部会 ・部会委員の選任、教育振興基本計画の目的、骨子の協議
3 月 15 日	3 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画目的、骨子の承認
5 月 31 日～ 6 月 12 日	作業部会 ・教育振興基本計画骨子等の検討
6 月 27 日	6 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画策定状況報告、策定スケジュール報告
7 月 18 日	作業部会 第 2 回会議 ・教育振興基本計画の基本理念、基本目標、策定要領の確認、策定スケジュールの確認
8 月 5 日	作業部会 第 3 回会議 ・基本理念、基本目標の協議
8 月 28 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 1 回 ・検討委員会役員の選任、教育振興基本計画体系、方針（案）の協議
8 月 30 日	8 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画体系、基本理念、基本方針（案）の協議、承認
11 月 25 日	検討委員会学校教育部会 ・基本計画の内容協議
11 月 28 日	11 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）策定状況の報告、協議
12 月 13 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 2 回 ・教育振興基本計画（案）の協議
12 月 20 日	12 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）の報告、協議

平成 26 年 1 月 10 日	教育振興基本計画検討委員会（小委員会） ・教育振興基本計画（案）の協議
1 月 28 日	1 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）の報告、協議
2 月 14 日～ 2 月 23 日	パブリックコメント募集
2 月 26 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 3 回 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・教育振興基本計画（案）の最終協議
2 月 27 日	2 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）のパブリックコメント実施結果の報告
3 月 10 日	臨時教育委員会 ・教育振興基本計画の決定

【平成 27 年度計画一部改訂経過】

開催期日	内 容
平成 27 年 11 月 12 日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
12 月 20 日	平成 27 年第 12 回教育委員会定例会 ・計画骨子の協議
平成 28 年 1 月 20 日	平成 28 年第 1 回教育委員会定例会 ・計画骨子、内容協議
2 月 7 日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し案について協議
2 月 17 日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し案について協議
2 月 24 日	平成 28 年第 2 回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し内容協議
3 月 10 日	平成 28 年第 2 回教育委員会臨時会 ・教育振興基本計画一部改訂の決定

【令和２年度計画一部改訂経過】

開催期日	内 容
令和元年６月１０日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
令和２年３月１５日	内部検討会 ・第４章 取り組むべき施策の展開、内容検討
４月２８日	令和２年第４回教育委員会定例会 ・第４章 取り組むべき施策の展開、内容協議
５月２６日	令和２年第５回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画一部改訂の協議
６月２３日	令和２年第６回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画一部改訂の決定

【令和６年度計画変更経過】

開催期日	内 容
令和６年８月１５日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
８月２３日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し、内容検討
９月２４日	令和６年第９回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し、内容協議
１０月２９日	令和６年第１０回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し、内容協議
１１月２２日	令和６年第１１回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画変更の決定

3 西予市教育振興基本計画検討委員会設置要綱（平成 25 年度）

（設 置）

第 1 条 西予市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を検討するため、教育委員会に西予市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画策定に関わる助言及び提言
- (2) その他基本計画に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部 会）

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、学校教育部会、社会教育部会及び文化体育部会を置く。

- 2 委員は、いずれかの部会に所属する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び委員で組織する。
- 4 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 6 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

2 各部会の庶務は、当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 学校教育部会 学校教育課
- (2) 社会教育部会 生涯学習課
- (3) 文化体育部会 文化体育振興課

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員長は委員会の運営に関し、部会長は各部会に関し、それぞれの所属の委員に諮り決定する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

西予市教育振興基本計画検討委員会委員名簿（平成 25 年度）

部 会	氏 名		所 属
学校教育部会	1	大野 哲寛	中川小学校長 委員長・部会長
	2	木下 弘規	西予市校長会長（三瓶中学校）副部会長
	3	黒田 道代	田之筋小学校長
	4	矢野 数也	大野ヶ原小学校長
	5	川上 安弘	湊筋小学校長（幼稚園長代表）
	6	稲垣 徹	魚成小学校
	7	和家 秀樹	宇和町小学校
	8	久保田 温	高川小学校
	9	萩森 修一	大和田小学校
	10	酒井 教子	三瓶中学校
	11	三瀬 りえ	惣川小学校
	12	浅井 裕史	市 P T A 連合会顧問
社会教育部会	13	平田 珠美	学識経験者
	14	平磯 将	学識経験者
	15	市成 信一	学識経験者
	16	土居 典子	学識経験者 副部会長
	17	木村 次郎	学識経験者
	18	田中 清一	社会教育指導員
	19	宇都宮和義	社会教育指導員 副委員長・部会長
	20	渡辺 俊介	社会教育指導員
	21	山崎 秀敏	社会教育指導員
	22	竹崎 幸仁	社会教育指導員
文化体育部会	23	宇都宮一郎	体育部門学識経験者
	24	稲垣 修二	体育部門学識経験者
	25	市川 恵人	体育部門学識経験者
	26	船田 静男	体育部門学識経験者 副部会長
	27	菊池 昭	体育部門学識経験者
	28	浜田 又治	文化部門学識経験者
	29	稲垣 章	文化部門学識経験者 部会長
	30	武田 勉	文化部門学識経験者
	31	竹内 清和	文化部門学識経験者
	32	井上富士彌	文化部門学識経験者

（敬称略、順不同）

【お問い合わせ】 西予市教育委員会 教育総務課

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

Tel：0894-62-6430 Fax：0894-62-1115

E-mail：kyouikusoumu@city.seiyo.ehime.jp